

令和元年度第2回小田原市みどりの審議会 議事録

- 1 日 時 令和2年1月24日（金） 午後2時20分～午後4時まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室
- 3 内 容
 - (1) 会長・副会長の選出
 - (2) 会長・副会長あいさつ
 - (3) 職員紹介
 - (4) 公開・非公開について
 - (5) 議 題
 - ①小田原市緑の基本計画の改訂（見直し）の基本方針(案)について（審議）
 - ②宗沢公園の区域の変更について（報告）
 - (6) その他
- 4 出席委員 土屋副会長、西村委員、奥津委員、相原委員
(欠席委員：輿水会長)
- 5 事務局 小澤建設部長、府川建設部副部長、吉野みどり公園課長、吉川副課長、湯山管理係長、山崎公園係長、相田計画緑政係長、鳥居主査
- 6 傍聴者 無し

議事の概要

- 1 会長・副会長の選出
会長、副会長について、委員から「事務局案はないか」との意見があり、事務局から会長を輿水委員、副会長を土屋委員で諮ったところ、異議なく選出された。
- 2 議 題
 - ① 小田原市緑の基本計画の改訂（見直し）の基本方針(案)について（審議）
事務局から資料1により説明

質疑応答

- 副会長 事務局に確認しますが、今回、関連法令の都市緑地法等の改正があったこと、市の上位計画の小田原市総合計画や環境基本計画等の関連計画改訂があったことなどから、緑の基本計画の改訂（見直し）の基本方針(案)を作成したので、審議するということでよろしいか。また、その計画の細かい施策内容については次回以降でよろしいか。
- 事務局 そのとおりである。

- 副会長 私は、平成 28 年度の緑の基本計画改訂業務に携わった。当時は、改訂後 5 年毎に整合を見直していこうとしていた。では、ただいまの説明に関し、何か意見や質問をいただきたい。
- 委員 小田原市総合計画は、何年毎に改訂するのかお聞きしたい。
- 事務局 5 年に 1 回である。実施計画は 3 年に 1 回。現在、実施計画を見直しており、令和 2 年 3 月までに見直すもの。
- 委員 小田原市総合計画、環境基本計画等、どのくらい見直すものなのか。
- 副会長 緑の基本計画は小田原市総合計画に即することになっており整合をさせる。但し、それぞれ改訂年度が異なるため、その都度、時点修正で見直しを行う。
- 委員 関連計画と整合性を合わせるは大変だと思う。どのように、小田原市総合計画とリンクさせるのか、基本的な考え方をお聞きしたい。
- 事務局 リンクさせるコンセプトがあると考える。人に近いみどり、まちとして構えなければいけないみどりが、緑の基本計画によりつながった。実際に 5 年間で経過し、つながり方、計画はどうだったのか、この 5 年間で現れて来る頃である。20 年計画の最初の 5 年間で良かったかどうか、1 つ 1 つのプランニングの動きを確認している。その中で、コンセプトが生かされているかどうか作業の中で見えてくる。中間報告でスタートから 5 年間の報告をするものである。
- 委員 みどりが小田原のアピールポイントと考える。小田原市総合計画に、みどりが反映される様に作ってもらえば良いと思う。
- 事務局 了承した。
- 副会長 複数の計画がどうつながるか、市民には分かりづらい。都市計画マスタープランがまちづくりの根幹にあり、また、市の総合計画がある。その全体の街づくりが、都市計画であり、そのみどり部門を緑の基本計画が支えている、とご理解いただきたい。
他にご意見等はあるか。
- 委員 個別案件となるが、市の管理するみどりとそれ以外のみどりについてである。
秦野市は全ての樹木にナンバリングしている。市役所で管理しているみどり、山のみどりに関しても始めている。「松枯れ」や最近では「ナラ枯れ」の調査を始めている。
小田原市はどうか。山のみどりも心配であり、調査対象とすべきである。
- 委員 シンガポールには、年間約 3,000 万人の観光客が訪れる。みどりがあると移住者も多くなる。樹木には 1 本ずつ ID チップを付け、いつ誰がどのように管理しているかを管理局が一元管理している。これは、ハード的な環境整備も大事だが、みどりが観光客を増やすということに繋がっている。
- 事務局 そのような話も大事にしたい。現在、樹木管理を街路樹から始めようと考えている。道路施設関係の管理用マッピングシステムの拡張を考えている。いつ樹木の剪定を行い、パトロールなど管理方法を含め基礎データを管理しようとすることを想定している。
問題はいつから始めるのか。照明灯や付属施設含め、公園の樹木などの一元管理について順次検討していきたい。
- 副会長 地方自治法上、基本的に民地の管理を行政は出来ない。法的な所有権は日本の場合かなり強い。どこまで、緑の基本計画の中で取り入れるのか、素案策定の中で考えていきたい。

おさらいになるが、今回の緑の基本計画の改訂理由は、法律が改正されたことに伴い改訂を行う。私は、都市公園の管理の方針に関する事項が追加されたことが大きいと理解している。実は、前回の改訂の際、今言ったことは先んじて行っている。今回、ちゃんと整理するということである。

これをどう描くのか。都市公園の管理、老朽化対策をどうしていくのか。生産緑地の問題をどうするのか。大事なのは、都市の農地がみどりとしての位置づけになったことが大きい。後ほど、緑の基本計画のあり方や期間、グリーンインフラの動向を踏まえた資料をお渡しするので参考にしてほしい。トータルでプランニングする。この側面で計画を作ると示されている。これから、ご意見が出てくると思うが、中間報告や素案でお気づきの点があれば事務局へ伝えるようお願いしたい。

ほかにご意見がないようなので、議題1 小田原市緑の基本計画の改訂（見直し）の基本方針(案)について了承してよろしいか。

委員（拍手にて）了承。

副会長 次に②宗沢公園の区域の変更について、事務局から報告をお願いする。

② 宗沢公園の区域の変更について（報告）

事務局から資料2により説明

質疑応答

事務局 事務局より補足を行う。

公園面積を減らして消防施設を建設するメリットについて。宗沢公園は工業地域にある為利用者が少ない。子供に人気の消防車があれば、子供たちが見に来る機会も増え公園の利用者も増える。消防署の壁は透けて見える素材で、建物内部の消防車が見える。また、消防職員の訓練風景も間近に見られる。

さらに、建物北側の公園に近いところにトイレが新たに設置されることで、公園利用者も使用出来るようになる。

消防署は24時間勤務で、公園の防犯にもなる。また、消防業務を知っていただく機会になるというメリットもある。

今回、廃止となる国府津と西大友の消防出張所の跡地は代替え公園となる。機能の交換が行われ、地域の強化が行われることになる。

委員 今回の法改正に関係があるのか。

事務局 今回の法改正に関係はない。既に、小田原市都市計画審議会にて、消防署所の建設のため、宗沢公園の一部区域を縮小する地区計画の都市計画変更を行った。みどり（公園）を取り扱う、みどりの審議会でも報告させていただいた。

委員 了解した。

副会長 ほかに意見がないようなので、議題2 宗沢公園の区域の変更については、審議会にて報告を受けたということで承認する。

次に、(6) その他について事務局から説明をお願いする。

6 その他 次回の審議会日程について。

事務局から日程について調整した結果、令和2年5月22日（金）14時からに決定。

内容は、小田原市緑の基本計画の見直し中間報告について。

副会長 それでは、日程調整などもできたようなので、議事を終了する。

以上をもって、令和元年度第2回小田原市みどりの審議会を閉会する。

以上